

令和6年度 総合評価方式ガイドライン改訂概要

【舗装以外工事のタイプ選定表の見直し】

- ① 適用タイプの見直し
- ② 価格競争選択可範囲の見直し
- ③ WTO標準型となる基準価格の見直し

① 適用タイプの見直し

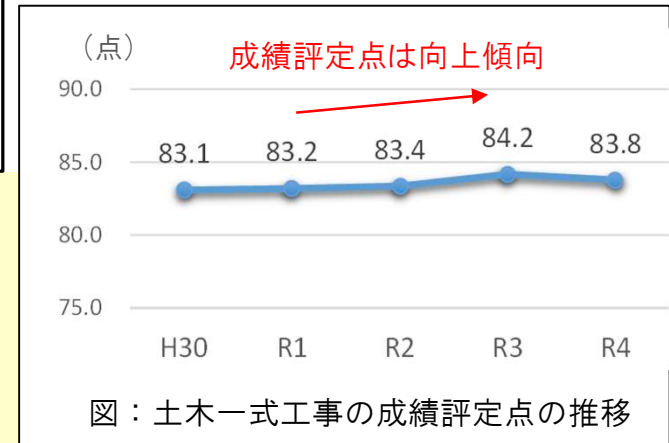
・緩和措置(R1~R5)のタイプを「標準タイプ」とする。

緩和措置：標準型⇒簡易型、簡易型⇒特別簡易型

※目的=円滑な事業の実施、働き方改革の推進

【理由】

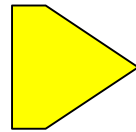
成績評定点が緩和措置前(H30)と比べ向上傾向にあり、緩和措置後も品質が確保できている。



H30 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
22.9億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
5億円以上	標準型II型A・B	標準型I型		※1	
3億円以上	簡易型A・B	標準型II型A・B		※2	
2億円以上	特別簡易型II型A・B		簡易型A・B	※3	
1億円以上	特別簡易型II型A・B	特別簡易型I型A・B		※4	
5千万円以上	価格競争による				
2.5千万円以上	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

R1~R5
タイプの緩和措置
標準型⇒簡易型
簡易型⇒特別簡易型



R6 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
27.2億円以上	WTO標準型				高度技術提案型
10億円以上	標準型II型A・B	標準型I型		※1	
5億円以上	簡易型A・B	標準型II型A・B		※2	
3億円以上	特別簡易型I型A・B	簡易型A・B	標準型II型A・B	※3	
2億円以上	特別簡易型II型A・B	特別簡易型I型A・B	簡易型A・B	※4	
1.2億円以上	価格競争選択可				
7千万円以上	特別簡易型II型A・B	特別簡易型II型A・B	特別簡易型I型A・B		
2.5千万円以上	価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

緩和措置のタイプを
標準タイプに見直し

② 価格競争選択可範囲の見直し

- ・工事特性等から**難易度Ⅲ**となる工事は、高い技術力を必要とするため、**総合評価**とする。
- ・**難易度Ⅰ,Ⅱ**の工事は、受発注者の事務負担軽減等の働き方改革を推進するため、7千万円以上2.0億円未満の範囲で**価格競争選択可**とする。

③ WTO標準型となる基準価格の見直し

- ・特定調達契約に係る総務大臣の定める区分および額の通知に基づき、基準額を**27.2億**に変更する。

③ 基準価格の見直し

R5 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
22.8億円以上	標準型Ⅱ型A・B			標準型Ⅰ型 ※1
10億円以上	簡易型A・B (暫定)	標準型Ⅱ型A・B (暫定)		
5億円以上	特別簡易型Ⅰ型A・B (暫定)	簡易型A・B (暫定)	標準型Ⅱ型A・B	※2
3億円以上	特別簡易型Ⅱ型A・B	特別簡易型Ⅰ型A・B	簡易型A・B	
2億円以上	※3	特別簡易型Ⅰ型A・B		
1.2億円以上	価格競争選択可		特別簡易型Ⅰ型A・B	
7千万円以上	特別簡易型Ⅱ型A・B		特別簡易型Ⅰ型A・B	
2.5千万円以上	※4 価格競争による			
	I	II	III	IV
	V以上 (工事難易度)			

R6 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
27.2億円以上	標準型Ⅱ型A・B			標準型Ⅰ型 ※1
10億円以上	簡易型A・B	標準型Ⅱ型A・B		
5億円以上	特別簡易型Ⅰ型A・B	簡易型A・B	標準型Ⅱ型A・B	※2
3億円以上	特別簡易型Ⅱ型A・B	特別簡易型Ⅰ型A・B	簡易型A・B	
2億円以上	※3	特別簡易型Ⅰ型A・B		
1.2億円以上	価格競争選択可		特別簡易型Ⅰ型A・B	
7千万円以上	特別簡易型Ⅱ型A・B		特別簡易型Ⅰ型A・B	
2.5千万円以上	※4 価格競争による			
	I	II	III	IV
	V以上 (工事難易度)			

H30:働き方改革を推進するため、価格競争選択可の範囲を設定
R1～R5:国土強靱化緊急対策等の推進のため範囲を拡大

②価格競争選択可から**総合評価**に見直し

(参考) 舗装以外工事のタイプ選定表の推移

H30

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
22.9億円以上					
5億円以上	標準型II型A・B	標準型I型		※1	
3億円以上	簡易型A・B	標準型II型A・B		※2	
2億円以上			簡易型A・B		
1億円以上	特別簡易型II型A・B	特別簡易型I型A・B			
5千万円以上	価格競争選択可 ※9				
2.5千万円以上	価格競争による ※4				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

働き方改革を推進するため、価格競争選択可を設定

R5

タイプの緩和措置 (R1~)
標準型⇒簡易型
簡易型⇒特別簡易型

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
22.8億円以上					
10億円以上	標準型II型A・B	標準型I型		※1	
5億円以上	簡易型A・B (暫定)	標準型II型A・B (暫定)			
3億円以上	特別簡易型I型A・B (暫定)	簡易型A・B (暫定)	標準型II型A・B	※2	
2億円以上	特別簡易型II型A・B	特別簡易型I型A・B	特別簡易型I型A・B (暫定)	簡易型A・B	
1.2億円以上	価格競争選択可 ※3		特別簡易型I型A・B		
7千万円以上	特別簡易型II型A・B		特別簡易型I型A・B		
2.5千万円以上	価格競争による ※4				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

H31以降、国土強靱化緊急対策等の推進のため、価格競争選択可を拡大

R6

③ 基準価格の見直し

① 緩和措置のタイプを標準タイプに見直し

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
27.2億円以上					
10億円以上	標準型II型A・B	標準型I型		※1	
5億円以上	簡易型A・B	標準型II型A・B			
3億円以上	特別簡易型I型A・B	簡易型A・B	標準型II型A・B	※2	
2億円以上	特別簡易型II型A・B	特別簡易型I型A・B	簡易型A・B		
1.2億円以上	価格競争選択可 ※3		特別簡易型I型A・B		
7千万円以上	特別簡易型II型A・B		特別簡易型I型A・B		
2.5千万円以上	価格競争による ※4				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

② 価格競争選択可から「総合評価」に見直し

【舗装工事のタイプ選定表の見直し】

① 価格競争選択可範囲の見直し

- ・ 工事特性等から難易度Ⅲとなる工事は、高い技術力を必要とするため、総合評価とする。
- ・ 難易度Ⅰ,Ⅱの工事は、受発注者の事務負担軽減等の働き方改革を推進するため、2.5千万円以上5千万円未満の範囲で価格競争選択可とする。

② WTO標準型となる基準価格の見直し

- ・ 特定調達契約に係る総務大臣の定める区分および額の通知に基づき基準額を27.2億に変更する。

R5 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
22.8億円以上	標準型Ⅱ型A, B			標準型Ⅰ型
5億円以上	簡易型A, B		標準型Ⅱ型A, B	
3億円以上	簡易型A, B			
2億円以上	特別簡易型Ⅱ型A, B	特別簡易型Ⅰ型A, B		
5千万円以上	※1 価格競争選択可 特別簡易型Ⅱ型A 特別簡易型Ⅰ型A			特別簡易型Ⅰ型A
2.5千万円以上	※2 価格競争による			
1千万円以上	I	II	III	IV V以上 (工事難易度)

② 基準価格の見直し

R6 タイプ選定表

(工事規模)	WTO標準型			高度技術提案型
27.2億円以上	標準型Ⅱ型A, B			標準型Ⅰ型
5億円以上	簡易型A, B		標準型Ⅱ型A, B	
3億円以上	簡易型A, B			
2億円以上	特別簡易型Ⅱ型A, B	特別簡易型Ⅰ型A, B		
5千万円以上	※1 価格競争選択可 特別簡易型Ⅱ型A 特別簡易型Ⅰ型A			特別簡易型Ⅰ型A
2.5千万円以上	※2 価格競争による			
1千万円以上	I	II	III	IV V以上 (工事難易度)

① 価格競争選択可から総合評価に見直し

【評価項目の見直し】

① 配置予定技術者等の資格〔変更〕評価対象資格の追加

- ・技術者の育成および技術力向上の意欲を高めるため、**橋梁修繕工事**および**橋梁耐震補強工事等**において、監理技術者等に**国土交通省登録資格保有者**を配置する場合に評価する。

- 対象資格：部門=道路、施設分野=橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）
例）橋梁点検技術者 独立行政法人国立高等専門学校機構
コンクリート診断士 公益社団法人日本コンクリート工学会

② 週休2日工事の取組実績〔廃止〕

- ・下記事由等により、週休2日工事の取組実績の評価項目を**廃止**する。
 - ・令和6年4月より労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用される。

③ 評価項目の設定を見直し〔廃止〕

- ・受発注者の事務負担軽減を図るため、「防災協定の締結および重機保有」と「建災防への加入および活動実績」は**廃止**する。

※ “防災協定の締結” は、主観点数の評価項目により評価を継続する。

【技術提案の着目点数の見直し】

- 受発注者の事務負担軽減、業務の効率化、オーバースペック対策として、標準型Ⅰ型および標準型Ⅱ型A、標準型Ⅱ型Bの技術提案における**着目点数**を工事の内容、施工時における留意事項等に応じて個別設定できることとする。

●技術提案の設定概要（総合評価タイプ別）

	WTO 標準型	標準型Ⅰ型	標準型Ⅱ型 A/B	簡易型 A・B
着目点数	個別設定	<u>個別設定 4～6 項目</u> ⇒個別設定 3～4 項目	<u>3 項目</u> ⇒個別設定 2～3 項目	1 項目
配点	40～50 点	24 点	12 点	4 点
提案数	個別設定	個別設定	2	2

なお、着目設定の視点については変更なし。下記の3つの視点から設定する。

【施工管理】 施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案

【目的物の品質】 工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案

【施工上の課題】 工事施工において配慮すべき事項（施工計画に限定も可）に関する提案

【業務の総合評価タイプ選定表の見直し】

○ 価格競争選択可の範囲の見直し

- ・令和2年度から国土強靱化対策予算の早期対応のための暫定措置として、**価格競争選択可**の範囲を設定していたが、難易度の高い**業務A**は高い技術力を必要とするため原則、**総合評価**とする。

R5 タイプ選定表

(業務規模)	業務特別簡易型 II型	業務特別簡易型 I型	業務標準型
2500万円以上			
1000万円以上	価格競争による	一部業務特別簡易型 II型	業務特別簡易型 I型 価格競争選択可 業務特別簡易型 II型
	業務C	業務B	業務A (難易度)

価格競争選択可 (R2~)

R6 タイプ選定表

(業務規模)	業務特別簡易型 II型	業務特別簡易型 I型	業務標準型
2500万円以上			
1000万円以上	価格競争による	業務特別簡易型 II型	業務特別簡易型 I型 業務特別簡易型 II型
	業務C	業務B	業務A (難易度)

価格競争選択可の廃止

【評価項目の見直し】

① 配置予定技術者※または担当技術者の資格〔変更〕評価対象資格の追加
技術者の育成、技術力向上の意欲を高めるため、

- ・ 橋梁点検や橋梁補修設計業務において、配置予定技術者または担当技術者に『国土交通省登録資格保有者』を配置をする場合に評価する。

※配置予定技術者とは、管理技術者または主任技術者をいう。

●対象資格：部門＝道路、施設分野＝橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）

例）橋梁点検技術者 独立行政法人国立高等専門学校機構

橋梁診断技術者 独立行政法人国立高等専門学校機構

コンクリート診断士 公益社団法人日本コンクリート工学会

- ・ 農業用ため池に関する業務において、配置予定技術者または担当技術者に『農業用ため池管理保全技士(公益社団法人 土地改良測量設計技術協会)』を配置をする場合に評価する。